令和８年度秋田県青少年健全育成審議会

会　　議　　録

日　時　令和８年１０月８日（木）10 時 00 分～11 時 30 分

場　所　秋田地方総合庁舎４階　総４０２・４０３会議室

出席者

○　秋田県青少年健全育成審議会委員（敬称略、五十音順）　１１名

| | |
|---|---|
| 石　川　　信 | 秋田県書店商業組合 |
| 笈　川　正　典 | 秋田弁護士会 |
| 河　村　宏　美 | 秋田県ＰＴＡ連合会 |
| 熊　谷　隆　益 | 一般社団法人青少年育成秋田県民会議 |
| 齊　藤　雅　子 | 秋田県高等学校長協会 |
| 佐　藤　　恵 | 公募委員 |
| 沢　屋　隆　世 | 秋田大学 |
| 清　水　洋　二 | 秋田少年鑑別所 |
| 藤　島　洋　子 | 秋田県警察本部生活安全部人身安全対策課 |
| 堀　井　　桂 | 秋田県小学校長会 |
| 山　名　裕　子 | 秋田大学 |

○　事務局等

| | |
|---|---|
| 教育庁義務教育課指導主事 | 飯　塚　和　人 |
| 教育庁高校教育課指導主事 | 伊　藤　健　吾 |
| 教育庁特別支援教育課指導主事 | 工　藤　智　史 |
| 教育庁生涯学習課チームリーダー | 田　口　　圭 |
| 人口戦略部次長 | 石　川　　亨 |
| 男女共同参画推進課長 | 佐々木　佳奈子 |
| 同課チームリーダー | 三　浦　久　人 |
| 同課副主幹 | 小松田　　進 |
| 同課主事 | 加　藤　栞　奈 |
| 同課主事 | 工　藤　新　生 |

| 進　行 | 内　　容 |
| --- | --- |
| 事 務 局 | １　開会<br>令和８年度秋田県青少年健全育成審議会を開催いたします。 |
| 次　　長 | ２　秋田県人口戦略部次長　あいさつ<br>人口戦略部次長の石川でございます。青少年健全育成審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本県の青少年健全育成行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。また、新たな任期におきまして、委員をお引き受けいただくとともに、本日は大変ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。<br>さて、近年、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化しております。特にスマートフォンの普及等に伴うインターネット利用の低年齢化により、ＳＮＳを通じた犯罪被害や闇バイトへの加担など、若者を巡る深刻な事案が全国的に発生しております。本県におきましても、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりは喫緊の課題であります。こうした中、県では「秋田県こども計画」に基づき、すべての子どもや若者が将来に希望を抱き、健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策を総合的に進めているところであります。次代を担う若者が情報モラルを身につけながら逞しく成長できるよう、社会全体で見守り支えていく必要があります。<br>本日は、「子ども・若者のインターネット利用について」を議題としておりますが、委員の皆様にはそれぞれの専門的なお立場から幅広い観点のご審議をお願いいたします。皆様からいただいた貴重なご意見は、今後の本県の各施策にしっかりと反映させていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 |
| 事 務 局 | ３　審議会の概要説明（資料配付のみ） |
| 事 務 局 | ４　委員紹介（名簿の読み上げにより紹介） |

| | |
|---|---|
| | 5　役員選任、環境浄化部会委員指名 |
| 事 務 局 | 本日の審議会は、委員 12 名中 11 名の出席であり、過半数以上の出席をいただいておりますので、本審議会は成立しております。会長が選出されるまでの間、事務局にて議事を進行させていただきます。初めに、次第5の「役員選任、環境浄化部会員指名」を行います。役員選任につきましては、会長の選任、会長の職務代理の指定、環境浄化部会長の選任、環境浄化部会長の職務代理の指定となります。審議会の会長は委員の互選によります。会長の職務代理と環境浄化部会の委員は、会長が指名します。環境浄化部会長は、部会委員の互選によります。また、要綱により、環境浄化部会長は審議会の副会長を併任します。環境浄化部会長の職務代理は、部会長が指定します。以上の規定となっておりますので、まずは委員の皆様に会長を選任していただきたいと思います。会長の選任方法について、皆様からご意見はありますか。<br><br>（事務局一任の声あり）<br><br>「事務局一任」というお声がありましたが、よろしいでしょうか。<br><br>事務局としましては、秋田大学の山名裕子委員を推薦したいと思います。<br><br>ご異議がなければ、拍手をもって賛成の同意を得たいと思いますが、いかがでしょうか。<br><br>（拍手）<br><br>それでは、会長に山名裕子委員が選任されましたので、山名会長は会長席にお移りください。これからの進行につきましては、山名会長にお願いいたします。 |
| 山名会長 | 改めまして、山名です。どうぞよろしくお願いいたします。今日の主な議題ですけれども、先ほど次長の方から説明がありましたように、こども若者のインターネット利用状況についてご審議いただきたいと思ってい |

| | |
|---|---|
| | ます。ネット環境というのは生活の一部となっているのですが、子供たちが巻き込まれる事案というのはかなり深刻で、大きな問題だと思っていますので、委員の皆様の忌憚のないご意見、また今後どういう対策が必要かというところをご議論いただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。ここから座って失礼いたします。<br>会長の職務代理は会長が指定することになっています。環境浄化部会長は審議会の副会長を併任しますので、会長の職務代理は環境浄化部会長となる方にお願いしたいと思います。次に環境浄化部会委員の指名を行います。これまで環境浄化部会の委員を務めてきた方々や、その後任の方に引き続き部会委員をお願いしたいと思います。事務局案はありますか。 |
| 事務局 | 事務局といたしましては、昨年度環境浄化部会委員でありました、石川委員、笈川委員、熊谷委員、沢屋委員の４の方には引き続きお願いしたいと思います。そして新たに、河村委員、齊藤委員、佐藤委員、清水委員、藤島委員、堀井委員の６名を加えた 10 名を推薦させていただきたいと思います。 |
| 山名会長 | 事務局案について、何かご意見はございますでしょうか。<br><br>異議はないようなので、ご承諾いただけたものとさせていただきます。<br>次に、環境浄化部会長の選出は部会委員の互選によります。環境浄化部会長の選出方法について、部会委員の皆様からご意見はありますでしょうか。<br><br>（事務局一任の声あり）<br><br>事務局一任でよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | 事務局といたしましては、昨年度部会長を務めていただきました沢屋隆世委員を引き続き推薦させていただきたいと思います。 |
| 山名会長 | 異議がなければ、拍手をもって賛成の同意を得たいと思いますがいかがでしょうか。 |

| | |
|---|---|
| | （拍手） |
| | それでは、環境浄化部会長に沢屋委員が選任されました。沢屋委員は審議会副会長を兼務し、審議会会長の職務代理としても選任されます。それでは沢屋環境浄化部会長から一言お願いいたします。 |
| 沢屋環境浄化部会長 | 引き続き環境浄化部会長を務めさせていただきます、沢屋と申します。どうかよろしくお願いいたします。今、大学の方では司書教諭の養成に携わっておりまして、本にも学校図書館を通してかなり触れる機会が多くございます。本日の「資料 12」にもありますけれども、私たちの主な役割は、有害図書よりは優良図書の推薦にメインを置いて、ここ何年か続けてきておりますので、何卒、推奨等についてはご協力いただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。 |
| 山名会長 | ありがとうございました。次に部会長から部会長の職務代理の指定をお願いいたします。 |
| 沢屋環境浄化部会長 | 笈川正典委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 笈川委員 | よろしくお願いいたします。 |
| 山名会長 | 会長、部会長、それぞれの職務代理等が決まりました。改めて確認させていただきますと、会長に私、山名が、副会長兼環境浄化部会長及び会長の職務代理に沢屋委員、環境浄化部会長の職務代理に笈川委員が決まりましたので、どうかよろしくお願いいたします。 |
| | ６　議題「こども・若者のインターネット利用について」 |
| 山名会長 | 次に、次第６「議題」の審議に入ります。議題「こども・若者のインターネット利用について」、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは、議題の「こども・若者のインターネット利用について」ご説明いたします。「資料 7」の「こども・若者のインターネット利用におけ |

| | |
|---|---|
| | る課題と対策に関する各機関の取組一覧」をご覧ください。こちらは「秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議」の構成機関において把握している、こども・若者のインターネット利用における課題や対策等についてまとめたものですが、初めに「秋田県子ども若者支援ネットワーク会議」についてご紹介いたします。「秋田県子ども若者支援ネットワーク会議」は、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者支援地域協議会」として設置されており、県の教育、福祉・保健・医療、雇用の関係各課と県警、子ども・若者の支援に携わるＮＰＯ法人、秋田少年鑑別所、秋田労働局、地域若者サポートステーション、秋田市、大館市、大仙市など、現在 23 の機関で構成されています。年２回開催される会議では、各機関の取組状況などの情報交換を行い、連携して子ども・若者の支援が実施できるよう関係の構築を図っています。資料７に戻ります。 青少年におけるスマートフォンの所持率やＳＮＳの利用は低年齢化が進んでおり、特に進学期を迎えるタイミングで飛躍的に拡大しています。小中学生の利用目的は、動画や音楽鑑賞、学習活動、さらには主要なＳＮＳプラットフォームの活用など多岐にわたり、学年が上がるにつれて深夜帯の利用や長時間の使用が増加する傾向があります。 こちらには、県や市町村等の教育・相談機関における現状と対策がまとめられております。義務教育課や高校教育課で把握している現状や課題としては、ネット上での悪口や嫌がらせなど、嫌なことを経験する児童生徒が増加していることや、長時間の利用や深夜帯の利用による睡眠不足や生活リズムの乱れなどが挙げられています。また、特別支援教育課では、個人情報の重要性を理解しないまま拡散してしまうリスクを、生涯学習課では、常に繋がっていることによるストレスや他者との比較による自己嫌悪などを、県立医療療育センターや県警では、スマホ依存やのめり込み、ＬＩＮＥグループ内の人間関係のこじれや間違った使い方による重大なトラブルや事件の被害者にも加害者にもなってしまうことが課題として挙げられています。 各機関ではこれらの課題に対し、教育庁では「24 時間こどもＳＯＳダイヤル」などの相談窓口の運営や情報モラル教育、ネットパトロールの実施等を通じて対策を行っております。なお、２枚目のとおり参考に外部機関の現状、課題、解決策も掲載しております。秋田少年鑑別所では、犯罪者集団や特殊詐欺グループ等と繋がる恐れや、歪曲されて拡散された個人情報に触れて心身の健康を害する危険性を課題として挙げて |

| | |
|---|---|
| | おり、対策として、学校等に対するＳＮＳのデメリットやリスクについての法教育等や、トラブルに巻き込まれた際の対処方法等の啓発が必要であるとのご意見をいただいております。秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議では、今後も構成機関が連携し、子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施していく予定です。<br>続いて「資料８」をご覧ください。「若者のインターネットに関連する犯罪に関する現状と対策」でございます。<br>「１．インターネット関連犯罪の現状」についてですが、こちらは警察庁が公表しております全国統計となります。「1.1 ＳＮＳに起因する事犯の被害児童数の推移」につきましては、犯罪被害に遭う児童数は依然として高い水準で推移しており、令和７年度の総数は 1,566 人となっております。「1.2 被害児童のアクセス手段」としましては、スマートフォンが圧倒的多数を占めております。「1.3 被害児童の学職別内訳」では、被害児童の８割以上を中高生が占めているほか、小学生の被害も増加傾向にあります。<br>続きまして、「２．闇バイト等による若者の犯罪加担の実態」についてですが、令和８年１月に栃木県小山市で起きた強盗傷害事件では、19 歳の少年が指示役として逮捕されましたが、ＳＮＳで実行役を募集・管理するなど少年が犯罪組織の運営側に食い込んでいる実態が確認されています。このように、いわゆる「闇バイト」等を通じた重大犯罪への若者の加担が低年齢化・凶悪化しており、個人情報を送らされ脅迫されて逃げられなくなるケースが多発しているという、極めて深刻な実態がございます。<br>「３．こども家庭庁の取組」をご覧ください。こども家庭庁ではこのような状況に対し、こどもたちが安全にインターネットを利用できる環境整備に向けて、令和９年の通常国会への「青少年インターネット環境整備法」改正案の提出を目指しており、基本指針の策定や利用環境実態調査の実施など、体制の整備に向けた取組を進めております。詳細につきましては、資料９のこども家庭庁の概算要求資料となりますので、後ほどご覧ください。<br>続いて「４．警察の取組」についてです。警察では、ＡＩを活用したサイバーパトロールによる有害情報の排除や、組織的な摘発を強化しているほか、警察庁、文部科学省、こども家庭庁が連名でこどもたちへのメッセージを作成し配布しております。「資料 10」をご覧ください。「今後の幸せな人生のために～闇バイトで人生を棒に振らないために知ってお |

| | |
|---|---|
| | くべき５つのこと～」と題したチラシになります。「１．必ず捕まります」「２．先輩、友達からの誘いでも応じてはいけません」「３．銀行口座やスマホを売ってはいけません」「４．外国に渡航すれば二度と戻れなくなるかもしれません」「５．今ならまだ引き返せます」。これら５つのことについて啓発を行っております。なお「５」では警察への連絡を記載しておりますが、警察では令和８年５月末時点で 699 件の保護措置を講じておりますが、当事者の年代別割合では 10 代が全体の約３割、20 代が全体の約４割となっており、これまで保護された方々は誰一人として襲われていないそうです。こちらについては県の公式ページ「美の国あきたネット」に掲載したほか、市町村を通じて広く青少年やその保護者に対して広報啓発をしております。こども若者のインターネット利用につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。 |
| 山名会長 | 事務局から、こども・若者のインターネット利用について説明がありましたが、日頃皆様が感じているこどもや若者のインターネットの利用環境や影響について、お気づきの点がありましたらお話しいただきたいと思います。委員の皆様には質問だけで発言を終えるのではなく、課題解決に向けた意見・提言を出していただけるようご配慮いただけると幸いです。それではどなたかありますでしょうか。 |
| 沢屋委員 | いろいろ子供たちを守るための政策が進められてきているのはわかるのですが、予防対策として、スマホを持たせる保護者への啓発・啓蒙をもっと行う必要があるのではないかと思います。学校には基本持ってこないことになっていると思いますが、家庭の中では様々なものに依存している状況です。持たせる側の保護者へのアプローチがもっと政策としてあればいいと感じます。ＰＴＡ連合会の方で自主的に取り組まれていることは承知していますが、そうしたものを後押しできる仕組みがあれば良いと思います。そうすることで、子供たちが何をやっているのかわからない親への支援に繋がると感じました。 |
| 河村委員 | ＰＴＡ連合会の河村です。今のお話の続きになりますが、やはり大人が学べる機会が無いというのが一つ大きな問題かと思います。昔のようにＰＴＡ活動が活発だったり、行事に参加して講演を聞く機会も少なくなっています。それに伴い、子供のインターネット利用に関する知識を得る |

| | |
|---|---|
| | 場が減っていると感じます。相談機関がたくさんあることは資料でわかりましたが、子供たちが本当に気軽に相談できているのか疑問です。親自身も、子供がトラブルに巻き込まれたかもしれないと思ったときにどこに相談すればいいのか迷うことがあります。そういった相談窓口をまとめた一覧表などがもっと身近にあると良いと思いますし、それを学校や家庭でどう活用していくかを考える必要があると感じました。 |
| 佐藤委員 | ＰＴＡの方であればお子さんがいらっしゃるということで学習の機会はあると思いますが、私自身も子供が大きくなると学ぶ機会が無いと日頃から思っています。進化が激しいので、今、どういう状況なのか、テレビ等の報道では知るのですが、その実態等を直接知る機会が無いと感じております。 |
| 熊谷委員 | 青少年育成県民会議の熊谷と申します。この審議会の設置根拠になっている「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」（資料４）には、スマートフォンもインターネットという言葉は出てきませんので古い感じがします。県民会議は 60 年の歴史がありますが、青少年の非行防止や事故防止のためにも少しでも役に立とうと活動をしています。近年のこのスマートフォンに関する青少年の問題に関しては全然ついていけない状況で、一つも役に立っていないという風に反省しているところです。なんとかしてお役に立てればと、周りの皆さんとお話をするのですが、その方法がよく分かりません。例えば、子供と親がいる場所でよく目にするのは、並んで座っていても親がスマホを一生懸命に見て、子供が手持ち無沙汰にしているという状況が当たり前になってしまっている中で、何を言っても社会の流れの中でどうしようも無いんだなと諦めているところです。私個人の考えでは、インターネットはこの先の我々の社会で絶対に必要だと思います。その必要さと危なさが同居してるもので、なかなか一概には禁止とは言えないと思います。秋田県でも過疎の中で、農業でも人手が足りないのでインターネットとかスマホを利用しながらやらないとダメだという風になっています。それらを踏まえて、審議会でインターネットに関することを議題にするのであれば、条例を新しい文言にするとかインターネットに対応したものにする必要があると思います。 |

| | |
|---|---|
| 藤島委員 | 警察本部の藤島です。警察で取り組んでいることについて若干説明させていただきます。警察では、学校からの要請により警察職員を学校へ派遣して、児童生徒を対象に情報教室を開いております。その他に、先ほどお話がありましたが、保護者の方にも関心を持ってもらいたいということで、保護者のみ対象の講話も行っておりますし、ＰＴＡなどの機会に子供と親が一緒に話を聞けるようにと情報モラル教室も開催しております。先ほどＰＴＡ連合会様から大人が相談する場所という話がありましたが、秋田市の場合、ネットリテラシー関係の会議を行ったり、全小中学校にネットリテラシーに関するチラシを市教委から児童生徒に配布していると思います。そちらのチラシには保護者の相談窓口案内や、子どもに対しても、困りごとや悩みについての相談窓口の電話番号を記載していたと思いますが、県教委についても、同様に全県に配布しているのかなと疑問に思ったところでした。あと警察の取り組みですけれども、そういった教室の他に携帯電話の事業者などに対するフィルタリングの普及促進のための要請を行っております。スマートフォンが大半を占める一方で、犯罪被害防止に有効なフィルタリング機能の利用率が低いということが警察庁の調査で示されております。事件の被害にあった子どもがスマートフォンにフィルタリングをかけていなかったという実態がありますので、警察では関係機関や団体と連携して、実際に携帯電話を販売しているショップに行き、購入者に対し、「子どもの携帯電話にフィルタリングをかけるようにしてください」呼びかけをしていただいているところです。あともう１点は、性犯罪被害防止のための広報啓発活動です。ネット上の不適切な書き込みを発見したときは未然防止のために、その不適切な書き込みをした人やメッセージに対して注意喚起する活動を行っています。例えば、「明日の何時に秋田駅のどこそこで会いませんか」などという出会いの目的であったり、あるいは「この裸の写真をいくらで買ってもらえませんか」など、そういったものが出回ったりしていますので、そういうのを発見した時に、「これは犯罪になりますよ」という注意を警察の方でも行っているというところです。 |
| 教育庁生涯学習課 | 教育庁生涯学習課です。当課では子どもたちのリスク未然防止に向け、未就学児を含む児童生徒の保護者や教職員等を対象とした「あきた県庁出前講座」を実施し、インターネットの健全利用の普及活動に取り組んでおります。講座を通じて情報モラルの育成と家庭内ルール作りなどを行 |

| | |
|---|---|
| | っております。令和７年度は 20 市町村で 61 回開催し、4,000 人ほどに受講していただきました。インターネットに関する「あきた県庁出前講座」は生涯学習課だけではなく、県警や生活センターでも実施しております。各機関と連携し、出前講座の内容を共有しながら取り組んでおります。今後も、子どもたちが安心安全にインターネットを利用できる環境づくりに取り組んで参りたいと思います。 |
| 堀井委員 | 旭南小学校校長の堀井と申します。学校の中での利用については全ての児童がタブレットを持っている状態で、ほぼ全ての教科でタブレットを活用しておりますので、子どもたちはタブレットの利用については、我々世代よりもノウハウをしっかりと持っている状態です。学校によっては授業中のみに限定して利用している場合と、休み時間も含めて学校に来たらその日の流れなどを提示して、自分たちでタブレットでそれを確認するという学校もありますので、それぞれの学校や学級、児童の実態によって、その活用頻度には少し差があるかなという風に思います。なお、ＩＣＴ支援員が週１回、もしくは２回入っておりますので、フィルタリングや不適切な利用について確認していくことは校内では可能です。ただし、学校を出た後に子どもたちが自宅でスマホをどのように利用しているかというところまでは、なかなか把握できていないというのが課題の一つかなと考えております。それから、学校としての取り組みとしては、先ほどネットリテラシーのお話がありましたが、子どもたちの実態に合わせて、それぞれの学校でネットリテラシーを作成し、それに従って、各学年、各学級の担任が指導をしています。授業の中で指導する場合もありますし、ネットトラブルや情報モラルに特化して実施する場合もあります。また、先ほど藤島委員のお話にもあったように、４月、５月の年度初めに、ネットトラブル防止教室や情報モラル教室ということで、主に警察関係機関の方々にお越しいただいて、現状や防止策についてお話ししていただいております。最初にお話した通り、子ども<br>たちへの指導は学校の中ではかなりできているのですが、例えば、ＬＩＮＥに友達と一緒の写真をあげました。他の子供がそれにちょっといたずらしました。となった時に、当然、ネットトラブル防止教室、それからネットリテラシーに「動画をアップしない」と言う文言があるので、「これは学校の約束としてダメですよ」というお話を子供たちには当然指導するのですが、残念ながらその後、保護者の方から、「このぐらいならいい |

| | |
|---|---|
| | だろう」とか、「別に仲良しなので」ということで、なかなか保護者自体への理解が進んでいない現状があります。当然、ネットトラブル防止教室、モラル教室を行った後に「生徒だより」等で、「アップはダメですよ。」それから、「友達に対するコメントも良くない。」それから、「自分がアクセスしてはいけないところに入っていってはいけない」という、学んだことをお便りとして出しているのですが、残念ながら、トラブルが起きやすいご家庭、家庭の事情とか環境とかを含めて、ご理解いただけないことも、かなりの人数がいるという状況になっております。特にコロナ禍以降、ＰＴＡの回数だとか、保護者と直接あってお話する回数というのは明らかに学校現場では減っておりますので、そこら辺のところで、どういった形で保護者と協力をしたり、呼びかけたりしていくかという辺りが、小学校では一番の課題になってるのかなという風に思います。 |
| 齊藤委員 | 新屋高校の校長の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。高校生になりますと、校内では各自が購入した情報端末を授業の中でも使っております。高校 1 年生が入ってくる段階で、本校では 160 名いるのですがそのうち 157～158 人はスマートフォン持って入学します。残りの生徒たちも夏休みくらいまでには買って貰うみたいな感じで、ほぼ 100 パーセントというのが現状です。全ての高校とは言えないのですが、傾向としては同じではないかと思っています。高校の場合、教科に「情報」というのがございますので、その教科の中で情報モラル等の指導を当然、行っております。そして、本当に色々な場面でも情報端末もしくはスマートフォンは学習の中でも使います。特に総合的な探求の時間はこのインターネットでの情報収集がなければ、ほぼ成り立たない状況でありますし、外部機関と生徒が連絡のやり取りをする時も県から生徒一人ひとりに個人アカウントが配布されていますので、そのアカウントで他機関とのメールなども直接やり取りします。今後の流れは、禁止というよりも、どうやってトラブルに巻き込まれないか、周りも巻き込まないでちゃんと使いこなしていくかというところが、生徒指導上も中心的な方向性になっていくかと思っております。また、学校によっては、学力差も多様な生徒たちが入っていますので４年生大学、国立大学を目指す生徒もいれば、そこまででもないという生徒たちも結構いて、それぞれに求める学習の機会が違います。そこを学校としても補填するために、民間企業の学習動画で高校での学習内容を家庭で復習できるものを準備しており、多くの生徒た |

| | |
|---|---|
| | ちも活用しています。生徒たちの学力を保障していくためにも、使わないではなく、いかにうまく使いこなしていくかというところかなと思います。 |
| 清水委員 | 秋田少年鑑別所の清水です。お願いします。ＡＩはすごく便利で、事務の効率化というか、今まで一生懸命考えてきたのが、ものの数分でできてしまうような。私でさえ依存しているのに、今の若い青少年はもっとその便利さとか楽しみ方とかというのが、すごく実感としてあるんだと思います。それでは私どもが考える以上に色々なトラブルというのが最近浮き彫りになってきてるのかなと思います。私のところでは、非行までやってしまった子どもを相手にしてるので、一般の児童生徒さんとは若干異なるかもしれませんけども、今、問題視されてる「闇バイト」と大麻を初めとする薬物が、ネットに絡んで巻き込まれている原点なのではないかというのが、本省から指摘されてるところです。去年、全国の少年院に在院していた子どもへのアンケート調査では、「『闇バイト』に関する投稿を見たことありますか?」という者が約６割で、そのうち実際に闇バイトを経験した者が約３割という数字が出ているようです。例えば少年院に入ってきた事件が傷害や窃盗で、それとは別に「『闇バイト』をしたことがあります。」「見たことがあります。」というのがその数字になりますので、その影響は非常に大きいと感じます。「闇バイト」に手を出した理由は、単にお金が欲しかったなどです。体感的に、16 歳か 17 歳ぐらいから自分の欲しいものがあっても、親にも相談できない、自分のお小遣いでも買えないという状況があり、お金が欲しいということで、簡単に後先のことを考えずに飛びついてしまうというのが現状としてあるようです。もう１つは、自分から「闇バイト」とかを閲覧するのではなくて、まず友達とか先輩に聞いてしまうようです。「何か良い方法ないかな。」「これなんかいい仕事みたい。」「ホワイト案件やで」とか。そういった間違った情報を友達や先輩を介して情報が入ってきて、自分でも検索してみるといった複合的な情報が絡み合って、そこにたどり着いてしまうというのが実情としてあるようです。これについては大麻も同じような構造があって、「大麻はみんなやってるで」とか誤った情報の元に自分で検索して入手する時に、「安全」とか「痩せれるよ」とか「不安がなくなるよ」等と言って安心させて大麻にたどり着いてしまう。重要なのはインターネットの情報の真偽を見極める力が必要だと思います。もう１つは、怪し |

| | |
|---|---|
| | い誘いを断る力でございます。困った時に大人や関係機関へ相談する力。最後にもう１つは、警察庁の「資料 10」の最後に書いていますけど、「今ならまだ引き返せます」と、要は引き返す力が重要なのかなという風に思っております。私自身、最近感じるのが、非行少年と話していると、元々非行少年の大多数は家庭環境が悪いので親には相談しないです。それで、友達とか周りの人に聞くのですが、恵まれた友達環境じゃなかったりして、誤情報を取り入れてしまいます。もう１つは、その友達にも相談しないと、ＡＩに相談するのです。ＡＩにまず聞いてみて、それでも分からなかったら、身近な友達で。保護者とか関係機関なんてものは最終手段です。本当によっぽど困って、最後の最後にやっと相談するみたいな感じが多いので、周りからアドバイスできる仕組みができないかということを最近考えています。 |
| 石川委員 | 書店組合の石川です。よろしくお願いします。保護者の方が家でネット検索とか、そういうものにのめり込んでいるというのもあるかと思うんですが、それを見てる子供たちは知識を収集するのが早いので、ちょっと見てるだけで親以上に進んでいるというのが多分現状だと思います。保護者に対して、学校関係で色々やられてると思いますが、多分、保護者対策が一番の頭痛の種ではないかなと思います。子どもたちには、指導しても親が反対するというのを聞いたことがあるのですが、その辺の対策が多分今後の要になるのかなと思っております。「闇バイト」など色々ありますけれども、その子たちが普段スマホとかで検索しているのがそういう「闇バイト」や、お金に関することなど、そういうものだけなのでしょうか。要するに普段のニュースなどというものは検索しているんでしょうか。多分していないなと思います。そのため、「そういうことはしてはいけない」というのを分からないのではないかなと思います。踏みとどまる気持ちが、手を染めた子どもたちは足りなかったのかなと思っている。その辺のところを警察の方では分析しているのか少し考えています。また、学校ではチラシ等を色々と配っているかと思うのですが、中学校高校だと同じようなチラシでもいいでしょうけれども、小学校向けには文言とか表現を変えて、低学年向け、高学年向けという風に工夫することが必要と考えます。 |
| 笈川委員 | 笈川です。私からは、発信者情報開示の話をさせていただきたいと思い |

| | |
|---|---|
| | ます。組織犯罪の場合に使用されるスマートフォンは多分、飛ばし携帯なので、そこを辿っても発信者情報が出てくると思えないのですが、誹謗中傷などがあった場合に、その予防的な意味でも発信者情報開示というものに対する何かしらの公的支援があった方がいいのではないかと個人的には思ってます。弁護士に依頼すれば成功報酬を含めても、多くの事務所は30万円以上かかってしまうのではないでしょうか。つまり損害請求まで含めて、その発信者の情報を開示して貰った後に、いよいよ本丸の訴訟を起こすわけですから、最低は３段階ぐらいを経るので、やはり費用がかかります。このため、費用がかかるからどうせ泣き寝入りするだろうという考えが多分加害者にはあると思います。そこまで考えていないかもしれないが、少なくとも組織犯罪はそういったことを当然考えて実行していると思います。私たちのところにたどり着いた時には、ログの保存期間がもう過ぎていて、辿れないということもあります。最近は保存期間が延びているのですが、早期に動かないと解決できなくなると言うことを皆さんに情報として共有していただきたいと思います。発信情報開示に関しては、制度として専門家にお願いしないとできないような複雑怪奇な手続きになってしまっているのですが、是非、公的な相談窓口を設置していただき、然るべきものなら加害者の情報を開示できる仕組みがあると言うことを提供できれば、被害者は安心できるし、被害の予防にも繋がると思います。 |
| 山名会長 | ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。それでは、議論が出尽くしたようですので、こども・若者のインターネット利用について、これでよろしいでしょうか。 |
| | ７　報告１「図書類販売店等の立入調査状況について」 |
| 山名会長 | それでは、次第７「報告」に入ります。報告１「図書類販売店等の立入調査状況について」、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 報告事項の１点目となります。資料11の「図書類販売店等の立入調査状況について」をご覧ください。「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」では、有害図書類を青少年に販売、頒布、貸しつけ等をしてはならないことや、有害図書を陳列するときは他の図書類と区分して、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならないと定められております。県では専門の調査員１名を男女共同参画推進課に配置し、18 歳 |

| | |
|---|---|
| | 未満への販売等が禁止されている図書や物品を扱う店舗に対し、半年に１回の割合で立入調査を実施しております。令和７年度につきましては、コンビニエンスストアや書店など 777 箇所の対象施設に対し、延べ 1,404 回の調査を実施いたしました。対象施設数は減少傾向にあるものの、店舗側の適切な自主管理により、有害図書類の販売制限等に対する指導件数は令和３年度以降、５年連続で「0 件」を維持しております。図書類販売店等の立入調査状況につきましての報告は以上となります。よろしくお願いいたします。 |
| 山名会長 | 事務局から説明がありました「図書類販売店等の立入調査状況について」、質問・意見等はありますか。 |
| 石川委員 | 書店組合としては組合書店に対し、有害図書に該当する本についてはは区分陳列するように以前は指導しておりましたが、最近は有害図書に該当するような図書自体が減っており、多分、このようなグラビア・内容の記事を閲覧する方々の多くはインターネットの方で閲覧するという手段に移っており、書店店頭で購入するという方が減っていると言うのが実情です。 |
| | ７　報告２「優良図書等の推奨について」 |
| 会長 | 次に、報告 2「優良図書等の推奨について」、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 報告事項の２点目となります。資料 12 の「優良図書等の推奨について」をご覧ください。昨年 11 月 13 日に開催された環境浄化部会でご審議いただいた図書について、令和７年 12 月５日付で推奨図書として決定いたしました。題名は『ワルイコいねが』、著者は安東みきえ氏です。本作は、対照的な２人の主人公の成長と友情を描いた物語です。自分と異なる価値観に興味を持ち理解することの大切さを教えてくれる点や、作中に「なまはげ」や「あきたこまち」といった秋田ゆかりの事物が随所に登場する点が評価されております。なお、優良図書については、県内各小中学校、高等学校、特別支援学校、図書館等に通知するほか、県の公式ホームページ「美の国あきたネット」、あきたの結婚・子育て応援情報ウェブサイト「いっしょにねっと。」へ掲載し周知しております。優良図書等の推奨については以上です。よろしくお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| 山名会長 | 事務局から説明がありました「優良図書等の推奨について」、質問・意見等はありますか。<br><br>（意見なし） |
| | ８　その他 |
| 山名会長 | 次第(8)「その他」に入ります。<br>事務局から何かありますか。 |
| 事務局 | 今年度の審議会については今回のみとなりますが、環境浄化部会につきましては11月の開催を予定しております。後日、日程調整の上、改めて事務局からご連絡いたします。 |
| 山名会長 | 全体を通して皆様から何かありますか。これで本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な進行にご配慮いただき感謝いたします。それでは進行を事務局にお返しいたします。 |
| | ９　閉会 |
| 事務局 | 皆様、熱心なご審議ありがとうございました。皆様からいただいたご意見につきましては、今後の施策に結び付けられるよう検討してまいります。それでは、これをもちまして「令和８年度秋田県青少年健全育成審議会」を終了いたします。皆様ありがとうございました。 |